

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年12月14日付けで諮問（第224号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 本件個人情報を本人以外のものから収集することは、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号及び地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の11の規定を根拠とすれば可能であるため、条例第10条第4項の適用はなく、同項で定めるところの審議会の意見を聴く必要はない。
- (2) 本件個人情報を目的外に利用することは、条例第12条第1項第2号及び法第20条の11の規定を根拠とすれば可能であるため、条例第12条第4項の適用はなく、同項で定めるところの審議会の意見を聴く必要はない。
- (3) 本件個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略については、本事例は条例第10条第2項第4項及び第12条第4項の適用はないため、同第10条第5項及び第12条第5項の適用もなく、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略するにあたって審議会がその理由を相当と認める必要はない。

- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

法は第39条及び第318条により、個人の市県民税の「賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」と規定する一方、第24条の5第1項及び第295条第1項は、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者（以下「生活保護受給者」という。）に対しては、道府県及び市町村は道府県民税・市町村民税の「均等割及び所得割を課すことができない。」と規定している。

これにより、1月1日時点での生活保護受給者に対しては、道府県民税・市町村民税は非課税としなければならない。

この決定（非課税処理）を行う前の2月初旬には、新年度の市・県民税の申告書を送付する。この申告書を送付するための事務は11月頃から開始し、新年度の課税対象者が現年度（新年度からすると前年度）にどのような課税状態であるかを基にして作業を行うことになる。

以上の決定、処理を行うには、1月1日現在及び12月1日現在の生活保護受給者の氏名・住所等が必要である。法第20条の11は、「徴税吏員は、その法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定している。

今回諮問する内容については、これまで本審議会に諮問する必要がないと判断し行ってきたが、本審議会の意見を聴かなければならない事項と判断し、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 本人以外から収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 生活保護受給者の情報を保有しているのは生活福祉課であり、市民税課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。1月1日現在の生活保護受給者が生活扶助を受けていることを申告しない場合には、均等割及び所得割

を課してしまう可能性があり、万一課してしまった場合には、法に違反することになってしまう。

イ 非課税処理の決定を行う前の2月初旬には、新年度の市・県民税の申告書を送付する。この申告書を送付するための事務は11月頃から開始するが、新年度の課税対象者が現年度（新年度からすると前年度）にどのような課税状態であるかを基にして作業を行うことになる。生活保護受給者は申告しても新年度においても非課税になる場合が大半であり、市民税・県民税申告書の送付の作業開始時においても12月1日現在の生活保護受給者の個人情報に次の理由により把握しておくことが必要であるが、市民税課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

- (ア) 生活保護受給者は、申告しても非課税となる場合が大半である。
- (イ) 申告に際し、郵便料又は申告会場までの交通費の負担を生活困窮者にさせることはできないと考えられる。
- (ウ) 証明発行・児童扶養手当等、申告が必要な場合に申告をしてもらえれば良いと考えられる。
- (エ) 申告書を発送しないことによる経費の削減がはかれる。

以上の理由により、1月1日現在及び12月1日現在の生活保護受給者の個人情報を本人からの収集をせず、同情報を保有している生活福祉課の生活保護受給者台帳を利用することが合理的であると判断し、生活保護受給者の個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用するものである。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

収集した情報は、地方税法に基づく、非課税処理をするため及び新年度の市民税・県民税の申告書の送付事務のために用いるものである。

また、生活保護受給者に対し、課税に伴う納税通知書を発送することができないこと、非課税者に対し納税通知書を発送しないこと、課税資料（給与支払報告書、年金支払報告書及び本人から提出された申告書）が約27万件あり、限られた期間内で課税処理をしなければならないなかで本人に対する通知をすることは本来の課税業務処理の効率性が著しく損なわれること、生活福祉課において、当該受給者に対し定期的な面接時にケースワーカーが書面を持参し、直接説明することとするため、個人情報を本人以外の者から収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知を省略するものである。

(4) コンピュータ処理について

ア 個人情報をコンピュータ処理の必要性について

1月1日生活保護受給者に対する非課税処理は、藤沢市民全員に生活福祉

課からのデータを突合し、マッチしたものに非課税となるよう処理するもので、この処理には、迅速かつ正確に行うため、コンピュータ処理をする必要がある。

イ 安全対策について

コンピュータ処理した個人情報は、FDにExcelファイルを圧縮して保存し、FDは鍵付きのキャビネットに保管する。また、Excelファイルはパスワード設定し、操作者は、市民税課長が指名した者のみに限定する。

(5) 情報の依頼先、引き渡し方法及び目的外利用する個人情報の基準日

依頼先 生活福祉課

引き渡し方法 電子媒体（FDにExcelファイルを圧縮し保存・パスワード設定有り）

目的外利用する個人情報の基準日

毎年1月1日及び12月1日

(6) 本人以外から収集する個人情報、目的外利用する個人情報並びにコンピュータ処理する個人情報について

宛名番号・氏名カナ・氏名・生年月日・住所・開始日・廃止日・続柄コード
・続柄・国籍

(7) 作業日程等

ア 生活保護受給者に申告書を送らないこととする作業

(ア) 作業フロー

i 生活福祉課での宛名番号をキーにして、住記宛名番号を検索し、税の宛名番号に変換

ii iの作業後のファイルを作成し、税の宛名番号に変換できなかった者を、生活福祉課から収集した氏名等から、再度職員が調査

iii iiで作成したデータの中から税の宛名番号・氏名カナ・前年実績記号「E」を搬入

iv 新年度の課税対象者のマスタが作成された時点で市民税課にあるデータは消去

(イ) 作業時期

i は12月 5日頃まで

ii は12月20日頃まで

iii は12月25日頃まで

iv は 1月15日前後

イ 生活保護受給者を非課税とする作業

(ア) 作業フロー

i 生活福祉課での宛名番号をキーにして、住記宛名番号を検索し、税の

宛名番号に変換

- ii i の作業後のファイルを作成し、税の宛名番号に変換できなかった者を、生活福祉課から収集した氏名等から、再度職員が調査
- iii ii で作成したデータの中から税の宛名番号・氏名カナ・記号「1・5」を搬入
- iv 新年度の課税対象者のマスタが作成された時点で市民税課にあるデータは消去

(イ) 作業時期

- i は1月 5日頃まで
- ii は1月10日頃まで
- iii はii の翌日
- iv は1月15日前後

(8) 諮問に係る実施予定時期

本審議会で承認が得られた以後

(9) 提出資料

- ア 地方税法抜粋
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについて

藤沢市市税条例施行規則第25条第1項は、「…市民税課…に勤務を命ぜられた事務吏員は、法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員に任命されたものとみなす。」と規定し、法第20条の11は「徴税吏員は、その法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」と規定している。したがって、徴税吏員である市民税課職員は法第20条の11に基づき、官公署に対し提供を求めることができることになる。

したがって、本事例は、条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号の「法令等に定めがあるとき。」に該当し、条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号並びに法第20条の11を根拠として本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することができる。

なお、本事例は条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号を根拠として本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することができる事

例であり，本人以外のものから収集及び目的外に利用するにあたり審議会の意見を聴く必要性を定めた同第10条第4項及び第12条第4項の適用はないため，本来当審議会の意見を聴く必要のない事例であった。

(2) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

(1)で述べたとおり，本事例では条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号並びに法第20条の11を根拠として本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することができるため，条例第10条第4項及び第12条第4項の適用はない事例である。

ここで，本人以外ものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略するにあたり審議会がその理由を相当と認めることが必要である旨を定めた同第10条第5項及び第12条第5項は，それぞれ「前項の規定による意見の聴取をした後において」と規定しており，これらの条項が適用されるのは同第10条第4項及び第12条第4項が適用される場合に限られる。

したがって，条例第10条第4項及び第12条第4項の適用がない事例においては，同第10条第5項及び第12条第5項の適用もない。この場合，本人通知の省略にあたり審議会がその理由を相当と認めることはかならずしも必要ではなく，本人通知を省略するか否かは同第10条第6項及び第12条第6項により実施機関の判断に委ねられることになる。

以上より，条例第10条第4項及び第12条第4項の適用がなく，したがって同第10条第5項及び第12条第5項の適用がない本事例は，本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略については，審議会がその理由を相当と認めることは必要ではない事例であり，実施機関の判断で当該通知を省略することができる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

1月1日生活保護受給者に対する非課税処理は，藤沢市民全員に生活福祉課からのデータを突合し，マッチしたものに非課税となるよう処理するもので，この処理には，迅速かつ正確に行うため，コンピュータ処理をする必要がある。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理をする必要性が認められる。

イ 安全対策について

コンピュータ処理した個人情報には，FDにExcelファイルを圧縮して保存し，FDは鍵付きのキャビネットに保管する。また，Excelファイルはパスワード設定し，操作者は，市民税課長が指名した者のみに限定する。

また，生活福祉課より引渡を受けた電子媒体については，使用後速やかに

廃棄処分する旨，審議会の場合において実施機関より口頭で説明があった。
以上より，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上